あいおい損保

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

生産物賠償責任(ＰＬ)保険

賠償責任保険普通保険約款・生産物特別約款・主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約条項をご参照ください。

1．基本契約（普通保険約款、特別約款および自動的にセットされる主な特約）の補償内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
下記の事故により、他人に身体障害を発生させたこと、または他人の財物を損壊させたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。 【製造・販売、飲食業等の場合】 製造・販売した製品・商品(以下「生産物」といいます。)が他人(お客様等)に引き渡された後に発生した、その生産物の欠陥等(取扱説明書の説明不備を含みます。)に起因する偶然な事故 【工事や作業を行う事業の場合】 仕事が終了した後(引渡しがある仕事の場合は引渡後)に発生した、その仕事の欠陥(注)等に起因する偶然な事故 (注)この保険において「欠陥」とは、通常有すべき安全性を欠いていることをいい、製品・商品または仕事の結果が本来の機能を果たさないもしくは注文と異なる等により被保険者が負担する修理費・取替費用等は、補償対象となりません。	**【損害賠償金】** 損害額－自己負担額(免責金額) 〈ご契約の１事故てん補限度額が限度となります。保険金をお支払いした場合、保険期間中総てん補限度額からお支払いした保険金の額が減額されます。〉 ・身体障害(対人)事故：治療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益等 ・財物損壊(対物)事故：修理代等 **【費用保険金】** **①損害防止軽減費用** 事故発生の後、損害賠償責任を負担することによる損害を防止軽減するために要した有益な費用、または求償権の保全もしくは行使に関する費用をお支払いします。 ※製品・商品の欠陥を知った後、対人・対物事故が発生する前に当該製品を回収する費用など、原因となる事故の防止費用は対象となりません。 **②応急手当等費用** 引受保険会社の同意を得て支出した、応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用をお支払いします(結果として、損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いします。)。 **③協力費用** 引受保険会社が直接被害者と損害賠償請求の解決をする場合、被保険者が引受保険会社に協力するために直接要した費用をお支払いします。 **④争訟費用** 被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために、引受保険会社の同意を得て支出した訴訟、仲裁、和解などの費用(弁護士費用を含みます。)をお支払いします。 ※上記①と②については、その実費につき、損害賠償金の額と合算して、自己負担額を超過した額を１事故てん補限度額を限度にお支払いします。 ※この保険契約と重複する保険契約が他にある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算定したてん補責任額の合計額が損害の額を超えるときは、弊社は、この保険契約によるてん補責任額の前記合計額に対する割合によって保険金をお支払いします。 ※上記③と④については、てん補限度額とは別に、実費をお支払いします。ただし、④については、損害賠償金の額がてん補限度額を超える場合は、てん補限度額の損害賠償金の額に対する割合によって、お支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合(共通)

- ご契約者、被保険者の故意による事故
- 戦争、変乱、暴動、労働争議、騒じょう、または地震、噴火、こう水、津波等の天災による事故
- 被保険者の同居の親族の身体の障害・財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 業務中の使用人が被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 他人との約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 排水または排気(煙を含みます。)に起因する損害賠償責任
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害(原子力危険不担保特約条項)
- アスベストまたはその代替物の有害性に起因する損害賠償責任(アスベスト損害等不担保特約条項)
- 汚染物質の排出、流出、いっ出または漏出に起因する損害賠償責任(汚染物質の排出、流出、いっ出または漏出が急激かつ偶然なものである場合を除きます。)(汚染危険不担保特約条項)
- 身体の障害を被った被害者の労働能力の喪失または減少によって、被害者の属する企業、法人などに与えた損失について被保険者が負担する損害(間接被害者不担保特約条項)
- 生産物または仕事の目的物の回収、検査、修理、交換などの措置費用(回収費用不担保特約条項)
- LPガスの販売業務の遂行またはその結果によって生じた事故(LPガス販売業務不担保特約条項)
- 製品・商品または仕事の目的物の損壊自体に基づく損害賠償責任
- 故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売した製品・商品、仕事の結果に基づく損害賠償責任
- 仕事の行われた場所に放置、遺棄した機械・装置・資材に起因する損害賠償責任
- 海外で発生した事故による損害賠償責任　など

あいおい損保

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

施設所有(管理)者賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款・施設所有(管理)者特別約款・主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金)についてご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約条項をご参照ください。

1．基本契約(普通保険約款、特別約款および自動的にセットされる主な特約)の補償内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
下記の事故により、他人に身体障害を発生させたこと、または他人の財物を損壊させたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。 (1)被保険者が所有、使用もしくは管理する施設や設備の構造上の欠陥または管理上の不備に起因する偶然な事故 (2)施設を拠点としてその内外で行われる業務遂行に起因する偶然な事故	**【損害賠償金】** 損害額－自己負担額(免責金額) 〈ご契約の１事故てん補限度額が限度となります。〉 ・身体障害(対人)事故：治療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益等 ・財物損壊(対物)事故：修理代等 **【費用保険金】** **①損害防止軽減費用** 事故発生の後、損害賠償責任を負担することによる損害を防止軽減するために要した有益な費用、または求償権の保全もしくは行使に関する費用をお支払いします。 **②応急手当等費用** 引受保険会社の同意を得て支出した、応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用をお支払いします(結果として、損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いします。)。 **③協力費用** 引受保険会社が直接被害者と損害賠償請求の解決をする場合、被保険者が弊社に協力するために直接要した費用をお支払いします。 **④争訟費用** 被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために、引受保険会社の同意を得て支出した訴訟、仲裁、和解などの費用(弁護士費用を含みます。)をお支払いします。 ※上記①と②については、その実費につき、損害賠償金の額と合算して、自己負担額を超過した額を１事故てん補限度額を限度にお支払いします。 ※この保険契約と重複する保険契約が他にある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算定したてん補責任額の合計額が損害の額を超えるときは、弊社は、この保険契約によるてん補責任額の前記合計額に対する割合によって保険金をお支払いします。 ※上記③と④については、てん補限度額とは別に、実費をお支払いします。ただし、④については、損害賠償金の額がてん補限度額を超える場合は、てん補限度額の損害賠償金の額に対する割合によって、お支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合(共通)

- ご契約者、被保険者の故意による事故
- 戦争、変乱、暴動、労働争議、騒じょう、または地震、噴火、こう水、津波等の天災による事故
- 被保険者の同居の親族の身体の障害・財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 業務中の使用人が被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 他人との約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 排水または排気(煙を含みます。)に起因する損害賠償責任
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害(原子力危険不担保特約条項)
- アスベストまたはその代替物の有害性に起因する損害賠償責任(アスベスト損害等不担保特約条項)
- 汚染物質の排出、流出、いっ出または漏出に起因する損害賠償責任(汚染物質の排出、流出、いっ出または漏出が急激かつ偶然なものである場合を除きます。)(汚染危険不担保特約条項)
- LPガスの販売業務の遂行またはその結果によって生じた事故に起因する損害賠償責任(LPガス販売業務不担保特約条項)
- 石油、重油等の石油物質が海、河川、湖沼、運河へ流出したことに起因する損害賠償責任(ただし、対人事故は除きます。)(油濁損害不担保特約条項)
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 次の仕事に起因する損害賠償責任
  ①人または動物に対する診察、治療、看護または疾病の予防もしくは死体の検案
  ②医療品もしくは医療用具の調剤、調整または鑑定
  ③あんま、はり、きゅうまたは柔道整復等の施術
- 航空機、エレベーター・エスカレーター、自動車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)または動物の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し)または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任(被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。)

など

あいおい損保

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

請負業者賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款・請負業者特別約款・主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約条項をご参照ください。

1．基本契約(普通保険約款、特別約款および自動的にセットされる主な特約)の補償内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
下記の事故により、他人に身体障害を発生させたこと、または他人の財物を損壊させたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。 (1)工事・作業の遂行に起因する偶然な事故 (2)工事・作業を遂行するために、作業現場以外の場所に設置された事務所、資材置場、飯場、その他の仮設物等の施設の欠陥または管理上の不備に起因する事故 ※工事・作業を遂行するために設置された施設であり、本社、営業所等の事務所等は対象となりません。	**【損害賠償金】** 損害額－自己負担額(免責金額) 〈ご契約の１事故てん補限度額が限度となります。〉 ・身体障害(対人)事故：治療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益等 ・財物損壊(対物)事故：修理代等 **【費用保険金】** **①損害防止軽減費用** 事故発生の後、損害賠償責任を負担することによる損害を防止軽減するために要した有益な費用、または求償権の保全もしくは行使に関する費用をお支払いします。 **②応急手当等費用** 引受保険会社の同意を得て支出した、応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用をお支払いします(結果として、損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いします。)。 **③協力費用** 引受保険会社が直接被害者と損害賠償請求の解決をする場合、被保険者が弊社に協力するために直接要した費用をお支払いします。 **④争訟費用** 被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために、引受保険会社の同意を得て支出した訴訟、仲裁、和解などの費用(弁護士費用を含みます。)をお支払いします。 ※上記①と②については、その実費につき、損害賠償金の額と合算して、自己負担額を超過した額を１事故てん補限度額を限度にお支払いします。 ※この保険契約と重複する保険契約が他にある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算定したてん補責任額の合計額が損害の額を超えるときは、弊社は、この保険契約によるてん補責任額の前記合計額に対する割合によって保険金をお支払いします。 ※上記③と④については、てん補限度額とは別に、実費をお支払いします。ただし、④については、損害賠償金の額がてん補限度額を超える場合は、てん補限度額の損害賠償金の額に対する割合によって、お支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合(共通)

- ご契約者、被保険者の故意による事故
- 戦争、変乱、暴動、労働争議、騒じょう、または地震、噴火、こう水、津波等の天災による事故
- 被保険者の同居の親族の身体の障害・財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 業務中の使用人が被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 他人との約定により加重された損害賠償責任
- 排水または排気(煙を含みます。)に起因する損害賠償責任
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害(原子力危険不担保特約条項)
- アスベストまたはその代替物の有害性に起因する損害賠償責任(アスベスト損害等不担保特約条項)
- 汚染物質の排出、流出、いっ出または漏出に起因する損害賠償責任(汚染物質の排出、流出、いっ出または漏出が急激かつ偶然なものである場合を除きます。)(汚染危険不担保特約条項)
- LPガスの販売業務の遂行またはその結果によって生じた事故(LPガス販売業務不担保特約条項)
- 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の損害賠償責任
  - ①土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂くずれに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
  - ②土地の軟弱化もしくは土砂の流出、流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
  - ③地下水の増減に起因する損害賠償責任
- 施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調整装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- じんあいまたは騒音に起因する損害賠償責任
- 被保険者の下請負人またはその使用人が業務中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 航空機、自動車(工事場内建設用工作車を除きます。下記「工事場内建設用工作車危険担保特約条項」をご参照ください。)の所有、使用または管理(貨物の積み込み、積みおろし作業を除きます。)に起因する損害賠償責任
- 仕事の目的物の損壊自体に基づく損害賠償責任
- 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し)または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任(被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。)
- 所有、使用または管理する以下の財物の損壊による損害賠償責任(管理財物の範囲に関する特約条項)
  - ①被保険者が所有する財物
  - ②被保険者が他人から借用または受託した財物(所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物およびレンタルまたはリース等による物を含みます。)
  - ③発注者その他の者より支給された資材その他の支給品
  - ④運送・荷役・撤去・移設の目的物および寄託契約にもとづく受託物(修理・加工を目的とする受託物を含みます。)
  - ⑤被保険者が作業を行う当該対象物(建設工事の場合は、工事の目的物と一体として作業を行う部分を含みます。)
  - ⑥被保険者が他人から借用する不動産　など

あいおい損保

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

動産総合保険

動産総合保険の普通保険約款・主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金)についてご説明します。詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約条項をご参照ください。

1．商品のしくみ

動産総合保険は、基本契約に加え各種特約をセットしてご契約いただきます。契約方式および保険の対象とする動産(保険の目的)によりましては、必ずセットされる特約やセットできない特約がございますのでご注意ください。

(1)基本契約 ＋ (2)契約方式により必要となる特約 ＋ (3)対象の動産により必要となる特約 ＋ (4)補償内容を縮小する特約(※) ＋ (5)補償内容を拡大する特約(※)

(※)保険の対象とする動産(保険の目的)等により、必ずセットされる特約やセットできない特約がございます。

2．補償内容

(1)基本契約 (普通保険約款および自動的にセットされる主な特約条項)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
損害保険金	偶然な事故によって保険の対象とする動産(保険の目的)に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。 (例) ・火災・落雷・破裂・爆発・盗難 ・車両の衝突・接触 ・輸送用具の脱線・転覆・沈没・座礁 ・建物の崩壊・破損・漏損 ・雪害・霜害・風害 など	お支払いする保険金(1回の事故ごと) ＝損害額－自己負担額(免責金額) 修繕可能な場合には、修繕費を損害額とします。 ただし、ご契約金額(保険金額)を限度とします。 (注1)修繕費が保険価額(事故当時の時価)を超えた場合や修繕できない場合(盗難を含みます。)は、保険価額を損害の額とします(全損)。 (注2)保険証券に自己負担額(免責金額)の記載がある場合は、損害の額から自己負担額(免責金額)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、全損の場合および火災、落雷、破裂、爆発による事故の場合は、差し引きません。 (注3)ご契約金額(保険金額)が保険価額(時価)より低いときは、次の額を損害保険金として、お支払いします。 損害保険金の額 ＝(損害額－自己負担額 (免責金額)) × ご契約金額(保険金額) / 保険価額(時価) (注4)ご契約金額(保険金額)が保険価額(時価)を超過する場合は、保険価額(時価)を限度に損害の額をお支払いします。 (注5)保険金をお支払いした場合は、ご契約金額(保険金額)から損害保険金を差し引いた残額を、損害が生じた時以降の保険期間に対するご契約金額(保険金額)とします。	(1)ご契約者・被保険者・保険金受取人の故意・重過失による損害 (2)使用・管理を委託された者、被保険者と世帯を同じくする親族の故意による損害 (3)自然消耗・さび・かび・変色・虫食い等による損害 (4)保険の目的のかしによる損害 (5)戦争・暴動・変乱による損害 (6)公権力の行使による損害 (7)放射能汚染による損害 (8)加工着手後に生じた損害 (9)修理・清掃等の作業上の事故による損害 (10)電気的事故・機械的事故による損害 (11)詐欺・横領・紛失・置き忘れによる損害 (12)地震、噴火、津波によって生じた損害 (13)台風・暴風等による洪水・高潮・土砂崩れ等による水災 (14) 被保険者や使用人等が関与した盗難、窃盗、強盗、恐喝等の不正行為による損害(使用人等の不正行為不担保特約条項) (15)棚卸しや検品の際に発見された品不足による損害(品不足不担保特約条項) (16)万引等、不法侵入、暴行または脅迫をせずに盗取されたことによる損害(万引危険不担保特約条項) (17)白熱電球、放電灯等の管球類に生じた損害の場合。ただし、保険の目的の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます(管球単独損害不担保特約条項) 。 (18)冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調・機能停止等による損害(冷凍物特約条項) (19)損害を受けたために臨時に発生する費用(臨時費用保険金不担保特約条項) など
残存物取片づけ費用	事故によって損害を受けた動産の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。)をお支払いします。	実費をお支払いします。 ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。	
修理付帯費用	火災、落雷、破裂、爆発の事故により保険の目的に損害が生じた結果、弊社の承認を得て支出した、復旧にあたり必要かつ有益な費用に対してお支払いします。	実費をお支払いします。 ただし、1事故、1構内につき保険金額の30%または 1,000 万円のいずれか低い額を限度とします。	